

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

松江市教育委員会 教育長 藤原亮彦



松江市教育委員会規則第4号

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

松江市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成17年松江市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(感染症等による出席停止)</p> <p>第15条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童又は生徒の出席停止を命ずる場合には、その理由及び期間を明らかにして、当該児童又は生徒の保護者に対してこれを指示しななければならない。</p>	<p>(感染症等による出席停止)</p> <p>第15条 校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童又は生徒の出席停止を命ずる場合には、その_____保護者に対して感染症等通知書（様式第20号）により通知しななければならない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(職員)</p>	<p>(職員)</p>
<p>第24条 略</p>	<p>第24条 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 第1項に規定する学校栄養職員とは学校栄養士をいい、事務職員とは、事務リーダー、<u>事務専門幹</u>、事務主幹、主任、主任主事及び主事をいい、調理職員とは、調理師主任、調理師副主任及び調理師をいう。</p>	<p>3 第1項に規定する学校栄養職員とは学校栄養士をいい、事務職員とは、事務リーダー_____、事務主幹、主任、主任主事及び主事をいい、調理職員とは、調理師主任、調理師副主任及び調理師をいう。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 略</p>	<p>5 略</p>
<p>(1)～(11) 略</p>	<p>(1)～(11) 略</p>
<p><u>(12) 事務専門幹は、事務グループ内の支援</u></p>	

的役割を果たし、特に困難な事務をつかさ
どる。

(13)～(21) 略

(12)～(20) 略

様式第20号（第15条関係） 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。